

## ETC カード特約（法人用）

### 第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社トワライズ（以下「当社」といいます。）の提携カード会社（以下「提携会社」といいます。）とETC決済契約を締結した者で、提携会社が指定する者としします。
2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者と定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとしします。
3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を認識して車載器を動作させる機能を有するICカードとしします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置としします。
5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置としします。
6. 「ETCマイレージサービス」とは、道路事業者が主となり運用するETC利用者向け割引サービスをいいます。なお、ETCマイレージサービスを利用する会員は道路事業者が定める「ETCマイレージサービス利用規約」を遵守するものとしします。

### 第2条（ETCカードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「法人カード」といいます。）のうち当社が指定する法人カードの法人会員（個人事業主会員を含む）が、ETCカード特約（法人用）（以下「本特約」といいます。）およびトワライズ法人カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた法人会員をETCカード法人会員（以下「会員」といいます。）としします。
2. 会員は、会員に所属し当社から法人カードの発行を受けている法人カード使用者の中から、ETCカードの利用単位（以下「ETC利用単位」といいます。）毎にETCカードの利用代金を支払う法人カードの使用者1名指定して所定の方法で当社に届出るものとし、当社が適当と認めた方をETCカード支払責任者（以下「支払責任者」といいます。）としします。なお、会員は、支払責任者の届出にあたり、支払責任者本人に本特約及び会員規約の内容を示し、承認を得るものとしします。
3. 会員は、ETC利用単位毎に所属する役員・従業員（支払責任者を含むものとする）の中から、ETCカードを社用に使用する方を指定して当社に所定の方法で届出るものとし、当社が適当と認めた方をETCカードの使用者（以下「使用者」といいます。）としします。なお、会員は

使用者の届出にあたり、使用者本人に本特約の内容を示し、承認を得るものとします。

4. 当社は、会員及び使用者にETCカードを法人カードに追加して発行し、貸与します。ETCカードは、ETCカード表面に印字された使用者本人以外は使用できません。また、会員及び使用者は善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理するものとします。
5. ETCカードの所有権は当社に所属しますので、会員及び使用者が他人にETCカードを貸与・譲渡・質入及び担保に提供する等ETCカードの占有を第三者に移転させることは一切できません。
6. 使用者は、ETCカードの書面に署名を行わないものとします。

### **第3条 (ETCカードのご利用)**

1. 使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項に係らず使用者は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

### **第4条 (ご利用代金の支払い)**

1. 会員は、前条により負担する通行料金等にかかわる債務を、会員規約に従い法人カードの利用代金と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いに係る支払い期日および支払い金額等は、原則として1回払いに関する法人会員規約を準用します。

### **第5条 (ご利用可能枠)**

ETCカードは、法人カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。使用者がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

### **第6条 (利用の疑義)**

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

### **第7条 (紛失・盗難)**

1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」といいます。）により他人に不正利用された場合、支払責任者は、そのETCカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署または交番に届出るものとします。当社への通知は、改めて文章で届出ていただくこととします。
3. 当社は、ETCカードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当社の任意の判断でETCカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

## 第8条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定に係らず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって支払責任者が被るETCカードの不正利用による損害を補てんします。
2. 保障期間は、ETCカードの入会日から法人カードの最初に到来する保障期間までとし、以降1年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社は補てんの責を負いません。
  - ①会員またはその法定代理人（会員が法人等であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。
  - ②損害の発生が保障期間外の場合
  - ③会員の役員・社員、使用者の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - ④会員が本条第4項の義務を怠った場合
  - ⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - ⑥前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の91日以前に生じた損害
  - ⑦戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - ⑧ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害
  - ⑨その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害の補てんを請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

## 第9条（年会費）

会員は、当社に対して入会申込書およびホームページ等に記載する所定のETCカード年会費をカードの年会費とは別に支払うものとします。なお、支払われた年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとします。

## 第10条（ETCカードの有効期限）

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
2. ETCカードの有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当社が引続き会員および使用者として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。
3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

## 第11条（退会および解約）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、使用者全員のETCカードを添え、所定の届出用紙により当社に届出るものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がETCカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
2. カード使用者がETCカードを退会する場合は、当該使用者のETCカードを添え、会員が所定の届出用紙により当社に届出るものとします。
3. カード使用者が法人カードを退会する場合は、当該カード使用者のETCカードも同時に退会となるものとします。
4. 会員が法人カードの法人会員を退会する場合は、使用者全員のETCカードも同時に退会となるものとします。
5. 支払責任者が法人カードを退会する場合は、当該支払責任者の法人カードで利用代金を支払うカード使用者全員のETCカードも同時に退会となるものとします。
6. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は本特約を解除することができるものとし、会員は直ちにカードを返却するものとします。
  - ①会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合
  - ②会員が本特約および会員規約に違反したり、ETCカードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
  - ③当社が有効期限を更新したETCカードを発行せず、ETCカードの有効期限が経過した場合
  - ④決済カードが更新されない場合

#### **第12条（再発行）**

1. ETCカードの再発行は、当社所定の届出を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、ETCマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含む）対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含む）対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### **第13条（利用停止措置）**

当社は、会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはETCカードもしくは法人カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

#### **第14条（免責）**

1. 当社は、会員およびカード使用者に対し、理由のいかんを問わず、道路上または料金所で

の事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決しもしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

2. カード使用者は車両の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETCカードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について責任を一切負わないものとします。

#### **第15条（特約の変更・承認）**

当社は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により本特約の一部もしくは全てを変更することができます。なお、当社からその内容をお知らせした後に会員がETCカードを使用したときまたは、お知らせ後異議なく2週間経過したときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

#### **第16条（ETCシステム利用規程遵守）**

会員およびカード使用者は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

#### **第17条（会員規約の適用）**

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2024. 07)